

監査報告書

令和3年5月20日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

理事会 御中
評議員会 御中

監事 齊 田 

監事 大 森 繁 

私たちは、学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下「同法人」）の監事として、私立学校法第37条第3項に基づき、同法人の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表、並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書等）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、同法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、入学定員の充足状況について学部により差異がみられ、私立大学等経常費補助金に影響する可能性があります。引き続き、留学生の在籍管理や定員管理をはじめとして、適切なガバナンスのもとに業務執行がなされることを望みます。

以上